役員等報酬規程

社会福祉法人　グローリング

平成２６年１２月　１日　施行
平成３１年　３月２６日　施行

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人グローリング（以下「本法人」という。）の定款第９条及び、定款第２３条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）
第２条　本規定において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。
（１）評議員とは、定款第２章による者をいう。
（２）役員とは、理事及び監事をいう。
（３）常勤役員とは、前号の役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
（４）非常勤役員とは、第２号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
（５）報酬等とは、報酬及びその他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
（６）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬等の額）
第３条　評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第９条に定める金額の範囲内で、別表第１に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。
２　常勤役員に対しての報酬は別表２に定める１人当たりの月額の範囲内とする。ただし、本法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。
３　非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本法人業務への出席の都度、別表第３に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

（報酬支払方法）
第４条　前条各号に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関行に振り込むことができる。

（費用の弁償）
第５条　本法人は、第２条の第１号、第２号、第４号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。
２　費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地以外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。
３　費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関行に振り込むことができる。

（規程の改廃）
第６条　この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）
第７条　この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則　この規程は、平成３１年３月２６日より施行する。

別表１　評議員の報酬

役職	報酬日額（１人当たり）	年度総額（１人当たり）	年間総額（合計）
評議員	１５，０００円	９０，０００円	５００，０００円

別表２　常勤役員の報酬

役職	報酬日額（１人当たり）	年間総額（合計）
理事長	１２０，０００円	５，０００，０００円
理事長以外	６０，０００円	２，５００，０００円

別表３　非常勤役員の報酬

役職	報酬日額（１人当たり）	年度総額額（１人当たり）	年間総額（合計）
理事長	１２０，０００円	５，０００，０００円	５，０００，０００円
理事長以外	１５，０００円	１５０，０００円	１，０５０，０００円